

前回廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）に対する委員書面意見

大塚 直	早稲田大学法学部教授	p.1
進藤 孝生	(社)日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会 委員長	p.2
谷口 二郎	(社)全国産業廃棄物連合会 法制度対策委員会委員長	p.5
塚田 高明	日本建設業団体連合会環境委員会地球環境部会長	p.17
吉川 廣和	(社)日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長	p.20
和田 由貴	節約アドバイザー	p.25

前回廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）に対する委員書面意見

大塚 直	早稲田大学法学部教授	p. 1
進藤 孝生	(社)日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会 委員長	p. 2
谷口 二郎	(社)全国産業廃棄物連合会 法制度対策委員会委員長	p. 5
塚田 高明	日本建設業団体連合会環境委員会地球環境部会長	p. 17
吉川 廣和	(社)日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長	p. 20
和田 由貴	節約アドバイザー	p. 25



廃棄物処理制度専門委員会座長
田中先生

以下の意見を申し上げます。

早稲田大学教授 大塚直

6 ページ (オ) 最終行

「また、優良品認定事業者になることについてインセンティブを与えるため、排出事業者の実地確認について優良品認定事業者に委託した場合には、これを免除することが考えられる。」を追加する。

理由) 優良品認定事業者となることのインセンティブが必ずしも明らかでなく、これについて記述した方がよいと思われるため。

8 ページ (ウ)

ここでいう「異常」とそれに対する対処は、水質汚濁防止法等とはどのような関係になるかを明らかにする必要はないでしょうか。

8 ページ (エ) 4 行目

施設設置者「等」が破産管財人を意味するということでしたが、破産管財人は、基準に従い継続的な管理を行うことが可能かに若干疑問があります。今頃申し訳ございません。

14 ページ 最後

「なお、同様なことは、マニフェスト交付状況報告書についてもいえる。」を追加する。
理由) 同報告書についても自治体によりばらばらであることが問題とされているため。

15 ページ (ア) 最終行

輸入許可申請はいずれにせよ可能ではないでしょうか。「輸入を可能とすべきである」とすることを提案したいと思いますが、広すぎるでしょうか。

中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会
廃棄物処理制度専門委員会
委員長 田中 勝 殿

廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)に対する意見

社団法人 日本鉄鋼連盟
環境・エネルギー政策委員会
委員長 藤 孝 生



現下廃棄物処理制度専門委員会にて検討されております「報告書(案)」につきまして、適正な廃棄物処理の確保との観点からは趣旨を理解いたしますが、従来より当鉄鋼業界が取り組んでおります資源リサイクルに関し懸念される点が散見されるため、以下に意見を提出致します。

記

1. P. 3 「(1)排出事業者責任の強化・徹底 (ア)適正な自ら処理の確保」

鉄鋼業界は、産業廃棄物を自己の責任の元に適正に処理すべきであるという法の趣旨を十分認識し、これまで産業廃棄物の排出抑制に努め、最終処分量の削減に業界目標を設定し鋭意取り組んできた。

この取組において、鉄鋼業はその生産プロセスの特徴である高温・高圧処理技術を活用し、資源として利用可能な副産物を自らの工程で積極的に利用し、現在一例であるが、高炉を有する事業所においては、発生する副産物の約 30%を自工程で利用するに至っている。とりわけ、集塵機により捕集されるダスト類は、天然の鉄鉱石とほぼ同等の鉄分を含んでいることから原料として生産プロセスで利用しており、その量は鉄鋼業全体で年間 600 万トン(発生量の 85%)にも及んでいる。

鉄鋼業界では副産物の自ら利用を進めることで、産業廃棄物の排出抑制に大きな効果をもたらし、最終処分量の削減にも寄与してきた。

廃棄物の自ら処理は、自社の事業所構内で処理することや、生産設備を活用した処理を行うことで、廃棄物の社外への委託処理費用を削減し、また原燃料としての資源活用メリットを享受するために行われている。加えて廃棄物処理に関する許可が不要となることから、生産設備を活用するなど、処理に対する自由度が拡大し、高度な処理技術が適用されることにより、環境に影響を与えない適正な処理が行われるといった利点がある。

このように製造事業者が、自ら処理により廃棄物の排出抑制と最終処分量削減に成果を上げてきた活動を阻害するような規制は実施すべきでない。

廃棄物の自ら処理が廃棄物処理に関する許可を不要としていることから、基準に準拠しない保管や処理が実施され、不適正処理の温床となっている実態があることも認識しているが、このような事案に対しては、今般の報告書でも言及されている、土地所有者等の実行者及び関与者と疑われる者に対し広く立ち入り調査をすることなど行政処分強化策で十分に手当てが可能であると思われる。

2. P. 4 「(1) (イ)適正な委託処理の確保」

鉄鋼業界では、2004年9月に経済産業省より発行された「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」を参考にした委託先調査に関するガイダンスを加盟企業に示し、多くの企業が年1回以上の頻度で、委託先業者の現地調査を自主的に行っている。

委託先業者の調査に際しては、個別会社ごとに独自の調査項目を設け実施しているが、排出事業者として委託先業者に対する調査権限がある訳ではないため、委託先業者の協力を得て、目視による処理の状況や事業所の清掃状況、マニフェストの保管状況等を確認したり、ヒヤリングをする程度が限界である。

更に委託先は1事業所で10社以上、特に廃棄物の自ら処理を実施していない事業所では数十社以上に及ぶ場合があり、これらすべての委託先業者を望ましい頻度で実地確認することは現実的でなく、また委託先業者の内部事情まで確認すると言った実効性の上がる成果は期待できない。

委託先の確認については、自主的に行っている現地訪問に加え、委託契約時にも実施可能である。産業廃棄物の処理を委託する業者は、「許可を有する業者」であり、現在廃棄物処理業界の構造改革として進められている許可基準の厳正化、行政処分の迅速化、許可取消しの厳格化、優良評価制度の拡充等の成果は着々と上がっていると認識しており、許可を有する業者から悪徳業者は着々と排除されている現実がある。これらの諸対策を総合的に評価し、排出事業者として実地調査を実施すべきかどうか判断して頂きたい。

また仮に、事前に調査した処理業者が不法投棄を実施した場合、排出事業者責任として法19条の6にある「知ることができたとき」は免責となるのかどうか、法的にも判断しにくい状況となり混乱を来すことも懸念される。

3. P. 5 「(2)廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進 (イ)処理基準の適正化」

鉄鋼業界では、鉄を製造する際に発生するスラグを事業所が狭く構内で処理ができない場合や、事業規模が小さく自社処理が困難な場合に、産業廃棄物として建設資材製造業者等に委託リサイクルしている実態があり、その量は全発生量の3%ではあるが、年間約100万トンに及んでいる。これらは、全て適正に処理され路盤材などの建設資材として製品化されている。

このようなリサイクルを目的に行われる中間処理は、中間処理後廃棄物を最終処分する行為とは異なっており、中間処理後物に廃棄物保管基準を当てはめることは、リサイクルを進めるにあたって大きな混乱をもたらす懸念があり、中間処理によるリサイクルを阻害することの無いよう、慎重に検討すべきである。

4. P.17 「(9)低炭素社会との統合」

廃棄物・リサイクル分野における温暖化対策の促進は重要であると考えているが、その実行に当たってはより利用効率の高い施策を優先させたものとするべきである。

地球温暖化問題が最重要課題となっている中で、廃棄物を活用した温暖化対策として、特に廃プラスチックや廃タイヤを有効に利用することは、資源やエネルギーのない日本にとって、エネルギー対策や温暖化対策と資源循環を同時に達成する極めて現実的で最も有効な手段である。

例えば、現在一般廃棄物、産業廃棄物あわせて年間約 1000 万トン排出されている廃プラスチックの分野で、技術的にも社会システム的にも既に確立している CO2 削減効果の高い原燃料代替利用分野(固形燃料化やケミカルリサイクル)に 350 万トンの使用量をシフトさせれば、大まかな試算で 700 万トンの CO2 削減が可能になる。

特に、集荷方法が整った容器包装プラスチックのリサイクルに関して、国が複数あるリサイクル法について再商品化効率、温暖化効率の観点から優れた手法を優先しないことは、資源エネルギーの効率的利用を停滞させていることであり、廃棄物行政上も大きな問題である。

廃棄物のエネルギー活用は、廃棄物行政と温暖化行政の両方を進めるにあたり、最も重要な課題であり、早急に実効性のある対応を強く要請する。

以 上

平成 21 年 7 月 31 日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
廃棄物処理制度専門委員会事務局 御中

社団法人 全国産業廃棄物連合会
法制度対策委員会委員長
谷口 二郎

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
「廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）」に対する意見

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）」について、別紙のと通りの意見書を提出させていただきますので、よろしくお取り計らいをいただきますようお願い申し上げます。

廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）に対する意見

1. 報告書案3～4ページの「(イ) 適正な委託処理の確保」の項について

(1) 冒頭を以下のとおり修正願いたい。

● 報告書（案）原文

排出事業者が処理を委託した場合の適正処理を確保する方策として、マニフェストの写しが一定期間内に送付されない又は虚偽記載があるなどのマニフェスト義務違反に対して・・・

● 修正文

排出事業者が処理を委託した場合の適正処理を確保する方策として、マニフェスト制度があるが、すべての産業廃棄物の委託処理にマニフェストが義務化され10年を経過しているにもかかわらず未だマニフェスト交付の履行率さえ推計できていない。まずは、行政において、マニフェスト交付の履行状況を点検・確認し、マニフェスト交付を徹底すべきである。

また、マニフェストの写しが一定期間内に送付されない又は虚偽記載があるなどのマニフェスト義務違反に対して・・・

【理由】

マニフェストは排出事業者による交付がスタートとなるが、これが確実に行われなければその後の措置も無意味なものとなる。マニフェストシステムを機能させるためにも是非その履行状況の点検・徹底は必要である。

(2) 4ページ3行目から6行目「電子マニフェスト」に関する記述中、次の報告書（案）原文の修正及び記述の追加をお願いしたい。（下線部分が修正・追加箇所）

● 報告書（案）原文

なお、電子マニフェストについては更なる普及を促進するべきであるが、その義務化の必要性については、少量・少頻度の排出事業者の費用負担等も踏まえ継続的に検討するべきである。

● 修正・追加文

なお、電子マニフェストについては更なる普及を促進すべきであるが、その義務化の必要性については、関係者にとっての電子マニフェストと紙マニフェストの得失、電子マニフェストの完成度、少量・少頻度の排出事業者の費用負担等も踏まえ継続的に検討すべきである。

【理由】

電子マニフェスト、紙マニフェストそれぞれに得失があり、それぞれの事業者及び処理業者の選択にゆだねるべき問題である。少なくとも、現段階で電子マニフェストの「義務化」を議論をする段階にあるとは思えず、まずは現行の電子マニフェストシステムを使用者にとって使い勝手のよいものに改善を図ることが先決である。

- (3) 4 ページ 7 行目から 13 行目「実地確認・情報の提供等」に関する記述中、「処理の状況」及び「情報」につき、具体的かつ限定的に記述すべきである。

【理由】

報告書（案）の原文は、排出事業者の実地確認及び産業廃棄物処理業者が排出事業者に提供すべき情報等の内容が示されておらず、産業廃棄物処理業者のとるべき対応が不明である。過大な確認内容となれば対応困難となることも考えられる。提供すべき情報等の内容について、具体的かつ限定的に記述することが必要であると考える。

- (4) 4 ページ 14 行目から 18 行目「排出事業者への受託者による連絡義務」に関する記述中、次の報告書（案）原文の修正及び記述の追加をお願いしたい。（下線部分が修正・追加箇所）

● 報告書（案）原文

また、…（中略）…不適正処理若しくは異常等が発生した又は行政処分を受けた受託者は排出事業者に速やかに連絡をし、排出事業者は当該連絡を受けた場合は必要な措置を講じるものとするべきである。

● 修正・追加文

また、…（中略）…不適正処理若しくは異常等が発生した又は行政処分を受け、搬入停止等が必要な受託者は排出事業者に速やかに連絡をし、排出事業者は当該連絡を受けた場合は必要な措置を講じるものとするべきである。

【理由】

報告書（案）の原文は、「不適正処理」、「異常」、「行政処分」の具体的な処分内容を示していないため、行政処分等の内容にかかわらず全ての受託者に排出事業者への連絡を義務付ける記述となっている。しかし、この項における連絡の趣旨から言って、業または施設の停止に係る行政処分等に限定すればその趣旨を満足するものであり、操業の継続が可能な場合にまで義務付ける必要はないと考える。

2. 報告書（案）4ページの「(ウ) 排出事業者の明確化」の項について、原文の「排出事業者が明らかになるようにすべき」との記述は曖昧である。建設系産業廃棄物の排出事業者については、「元請事業者」と明記するようお願いしたい。

【理由】

建設業者側が自由に誰が排出事業者であるか選択できるかのような誤解を与えかねない書き方となっている。事務局案としてここまで踏み込んだことは評価するが、従来の行政の基本方針に沿って元請で一元整理されるようお願いする。

3. 報告書（案）5ページの「(イ) 処理基準の適正化」の項について、同ページ下から2行目以降「中間処理後の産業廃棄物の保管」に関する記述中、次の報告書（案）原文の修正をお願いしたい。（下線部分が修正箇所）

● 報告書（案）原文

リサイクルを阻害しないよう一定の配慮をしつつ、処理基準として定められている保管期間・保管数量の基準が適用されることとするべきである。

● 修正文

現在問題が生じているものや問題を生ずるおそれ大きいものについては、保管期間・保管数量についての基準が適用されることとするべきである。

【理由】

中間処理後の産業廃棄物の保管について問題として例示されたものは、そもそも処分基準違反として行政命令の対象となりうるものであり、要は法執行者の厳然たる執行態度があれば対処可能な事案であると考えますが、保管と称する言い抜けを許さないためにも保管期間・数量規準の設定は理解できる。しかし、この規制は3Rの推進に影響するところが大であるので限定的に考えるべきと考える。「一定の配慮」として問題は事務局

におかれても意識されているようであるが、「原則規制」では現にリサイクルされているものについては「一定の配慮」がなされても、これからの可能性を大きく制限することになる。まずは、問題となっているもの、そのおそれが大きいものに限定して規制すべきである。また、「処理基準として定められている」との記述は現行法令による処理基準をそのまま適用するように読めるが、中間処理の前後で対象となる物の性格が大きく変化する可能性等が考えられることから、単なる現行処理基準の流用ではなく新たな基準として基礎の部分から検討するべきである。

4. 報告書(案) 6ページの「(ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化」の項について

(1) 6ページ17～20行目「産業廃棄物収集運搬業許可手続の合理化の手法については、…(中略)…地方分権の考え方との調整や法制的な整理も含め慎重に検討するべきである」の記述について、別紙の4つの合理化案のいずれにおいても、それなりの効果が期待できると考えるので事務局のこれまでの努力を評価したい。当連合会としては、別紙の4つの合理化案の中で選択すれば、「(B) 許可主体と取締主体が同じ案」の「③ 政令市ではなく、都道府県が許可することとする案」を基本としつつ、最初の許可以降の申請については「④ 現に取得している許可証の提示をもって審査を実質不要とする案」を組み合わせる方式が望ましいと考える。

(2) この項の末に、次のとおり収集運搬車両に係る規制の合理化等に関する記述を追加していただきたい。

● 追加文

また、収集運搬業において単に同種同型の車両を増車する場合においても変更届が必要とされる等、事業の効率性を著しく阻害する規制がなされているが、こうした適正処理の確保と直結しない規制は事業経営の発展を阻害しないよう合理化すべきである。加えて、収集運搬業、処分業、特管収集運搬業、特管処分業と業の区分が設けられているが、申請者の同意があれば許可期限を同一化して実質的にひとつの更新手続きで更新許可が出来るようにすることや、すべてに共通する役員の変更等についても現在は許可ごとに届出が義務付けられているが、このように重複する届出を不要とするべきである。また、届出期日についても登記等其他の手続期間を考慮した妥当なものとするべきである。

さらに、業の許可をはじめとする各種の手続きにおいて、電子申請、電子届出が可能となるよう環境省・都道府県等においては早急に体制の整備を図るべきである。な

お、現在でも郵送による申請は受付けない等の不適切な対応が見られるが、これらは直ちに解消されるべきである。

【理由】

需要変動に的確に対応することはビジネスの基本である。収集運搬車両に関して一台ごとに届出を要するとの現行規制については、産業廃棄物の適正処理の確保とは無関係なものと思えない。このような規制は撤廃し、業者が効率的な業の運営を図ることが可能となるよう改めるべきである。また、効率的な業運営を図る上で、行政への各種申請・届出の電子化は有効であり、国のIT戦略の基本と言うべき電子政府・電子自治体の実現を推進する意味でも、産業廃棄物処理業の許可に係る各種申請・届出の電子化を促進すべきと考える。

5. 報告書（案）6ページの「(エ) 許可業者が行政処分等を受けた場合の対応」の項について、次の報告書（案）原文の修正及び記述の追加をお願いしたい。（下線部分が修正・追加箇所）

● 報告書（案）原文

行政処分を受けている産業廃棄物処理業者に対する委託が継続されることにより不適正処理が拡大することを防止するため、行政処分を受けた産業廃棄物処理業者は、委託者に対してその旨連絡することとするべきである。また、都道府県知事等は、産業廃棄物処理業者等に行った行政処分の情報をホームページ等を利用して広く排出事業者に公表し、国は全国の公表状況を確認できるサイトを整備するなどの取組を進めるべきである。

● 修正・追加文

行政処分を受け営業停止等が必要な産業廃棄物処理業者に対する委託が継続されることにより不適正処理が拡大することを防止するため、営業停止等が必要な行政処分を受けた産業廃棄物処理業者は、委託者に対してその旨連絡することとするべきである。また、都道府県知事等は、産業廃棄物処理業者等に行った営業停止等の行政処分の情報を当該産業廃棄物処理業者に対する委託者に連絡するとともに、ホームページ等を利用して広く排出事業者に公表し、国は全国の公表状況を確認できるサイトを整備するなどの取組を進めるべきである。

【理由】

本意見書1（3）「排出事業者への受託者による連絡義務」に関する報告書（案）原文

の修正・追加理由と同じ趣旨である。また、行政処分情報の周知については、第一義的に当該処分を行った都道府県知事等の責務であると考えられることから、上記の記述の修正・追加を行った。

6. 報告書(案) 6 ページ「(オ) 産業廃棄物処理業者の優良化」の項について、次の原文の修正及び記述の追加をお願いしたい。(下線部分が修正・追加箇所)

● 報告書(案) 原文

優良な産業廃棄物処理業者が排出事業者から選択される仕組みとしては、優良性評価制度があるが、優良性認定の基準の見直しや、許可証における優良性認定の表記をわかりやすくするなど、制度を充実・改良していくべきである。また、排出事業者は、排出事業者責任を確実に果たすため、優良性認定業者を積極的に選択していくことが望ましい。特に、環境省を始めとする国、地方公共団体においては、優良性認定業者を率先して選択するようにすべきである。

● 修正・追加文

優良な産業廃棄物処理業者が排出事業者から選択されることを意図した仕組みとしては、遵法性、情報公開、環境保全への取組の各基準への適合確認制度があるが、手続が煩さなこと、都道府県等により取組がまちまちであること、インセンティブに欠けていること等から、制度発足4年以上を経ても期待されたように機能しているとは言いがたい。優良な産業廃棄物処理業者が健全な業運営ができるよう環境整備を行うことは極めて重要な課題であることから、現在の枠組み自体も含めた抜本的な見直しを行うべきである。

【理由】

産業廃棄物処理業者の「優良性」を評価する制度なるものは現行法令に存在せず、いわゆる「優良性評価制度」は一般的に使われている名称に過ぎない。正確には、上記の修正・追加文に記述したとおり、遵法性等の法令に定められた基準への適合確認の制度が存在するのみで、その適合確認をもって「優良」とする制度上の根拠は実質的に無いと言うべきである。また、この確認を行うか否かは実質的に都道府県等に委ねられているためこの枠組みを実施せず、独自の取組を行うところもあり、国の制度とは言いがたい状態となっている。また、制度上は、都道府県等の判断により一部の申請書類を許可手続きの際に省略することが出来るというに過ぎず、確認申請手続きを考えれば何のインセンティブとしても機能していない。したがって、現行制度の枠内における「充実・改良」というものではなく、国の制度として、しっかりとした活用方策(インセンティ

ブ)を打ち立て、そのインセンティブにふさわしい評価制度を確立することが必要であると考えている。

7. 報告書(案)7ページ「(ア)安定型最終処分場対策の強化」の項について、次の原文の修正をお願いしたい。(下線部分が修正箇所)

● 報告書(案)原文

安定型最終処分場については、…(中略)…安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みを強化するとともに、最終処分場において…(以下略)

● 修正文

安定型最終処分場については、…(中略)…安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において…(以下略)

【理由】

安定型5品目以外の付着等を防止するための「仕組み」の強化と最終処分場における浸透水等の「チェック機能」の強化はいずれも今後実態を把握・評価の上さらに検討するものであることから、両者を並列的に取り扱う表現とすべきである。

8. 報告書(案)7ページ「(イ)廃棄物処理施設の設置手続・稼働状況の透明化」の項について、次のとおり報告書(案)同項の表題及び原文の修正をお願いしたい。(原文下線部分の削除)

● 報告書(案)表題及び原文

(イ) 廃棄物処理施設の設置手続・稼働状況の透明化

廃棄物処理施設の設置に関するリスクコミュニケーションを図っていくという観点から、廃棄物処理施設の設置手続において、環境影響評価法等に基づく事前手続との重複に配慮しつつ、申請者が近隣市町村及び利害関係者から都道府県等に提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにする仕組みを設けるべきである。

また、廃棄物処理施設から生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されることがないように、施設許可を更新制とすること又は定期的に都道府県等による検査を受けることとし、また、その検査結果及び維持管理状況を情報公開するべきである。

● 修正文

(イ) 廃棄物処理施設の稼働状況の透明化

廃棄物処理施設から生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されることがないように、定期的に都道府県等による検査を受けることとし、また、その検査結果及び維持管理状況を情報公開するべきである。

【理由】

報告書（案）の「申請者の見解を明らかにする仕組み」については、地方ルールの手続の中ですでに行われているものであり、その意味でのリスクコミュニケーション手続きは既に実態的に措置されている。新たにこれを廃掃法によって義務付けることは、申請者に二重の負担を課し、手続きを遅延させるだけのものであると考えられる。また、報告書（案）では、「事前手続との重複に配慮」としているが、現実適切とはいえない地方ルールがあり、環境省としても手をこまねいている状況から見れば確実に重複の排除が措置されることは期待できない。このことから該当部分については削除願いたい。また、施設許可の更新制については更新の手続きにおいて過大な手続き・確認を排除しがたいことから削除願いたい。

9. 報告書（案）8ページ「(ウ) 異常が生じた廃棄物処理施設への対応」の項について、次の原文の修正をお願いしたい。（下線部分が修正箇所）

● 報告書（案）原文

施設点検、機能検査、水質検査等において…（中略）…周辺地域の生活環境の保全等へ適正な配慮がなされるよう講じる必要がある内容をあらかじめ具体的に記載するべきである。…（以下略）…

● 修正文

施設点検、機能検査、水質検査等において…（中略）…周辺地域の生活環境の保全等へ適正な配慮がなされるよう講じる必要がある内容が特定できる場合には、あらかじめ具体的に記載するべきである。…（以下略）…

【理由】

単に「講じる必要がある内容」では、「あらかじめ具体的に記載するべき」の記述と比較して観念的過ぎると考える。異常の態様はあらかじめ想定することが困難であり、あらかじめ維持管理計画に記載できるほどに具体化することは一般的には困難であると考えられる。もともと現行の維持管理計画においてもこのようなことを記載することは排除さ

れているものではなく、この報告書に明記することが今後の措置とどうかかわるか不明であり、本来であれば削除願いたいところではあるが、副作用を生じさせない最小限の手直しとして提案している。「講じる必要がある内容」が「特定」できてはじめて、「あらかじめ具体的に記載」することが可能となるものであり、上記のように修正願いたい。

10. 報告書（案）10ページ「(ウ) 残存事案への対応」については、基金懇談会での議論の方向が見えるまで意見を留保する。

11. 報告書（案）13ページ「(ア) 住民同意・流入規制」の項について、次の原文の修正をお願いしたい。（下線部分が修正箇所）

● 報告書（案）原文

廃棄物処理への不信感を解消し信頼感を醸成するためには、廃棄物処理によるリスクが正しく評価されるよう、廃棄物処理施設の設置手続等において申請者が利害関係人等から提出された生活環境保全上の見地からの意見に対する見解を明らかにする仕組みや、施設の維持管理情報等を透明化する仕組みを設けることなどにより、廃棄物処理に関するリスクコミュニケーションを図っていくべきである。

また、少なくとも優良性認定業者が処理を行う廃棄物、リサイクルされる廃棄物及び適正な処理が可能な施設が限定されている廃棄物など広域的な処理が必要となるものについては、流入規制措置を撤廃又は緩和していくよう地方自治体を促していくべきである。

● 修正文

多くの地方ルールは、産業廃棄物処理施設設置に伴う地域紛争の緩和や県外廃棄物の流入に伴う不適正処分問題の回避という、それぞれの地域においては切実な目的を持ってつくられてきたものである。また、地方自治法の改正により、単に国の機関としての法執行ではなく地方事務となっている以上は、外形的に地方ルールが全ておかしいと決め付けることもできないし、すべきでもない。しかしながら、結果として上記現状認識に示したような問題を生じ、廃棄物処理法の趣旨と異なる結果をもたらしていることも事実である。

したがって、この問題を一朝一夕に解消することは困難ではあるが、廃棄物処理法の的確な施行に責任を有する環境省においては、定期的にそれぞれの地方公共団体でなされている地方ルールの内容、運用実態を把握の上、廃棄物処理法の趣旨に照らしてこれらを評価し、その評価結果を踏まえ、公開性、透明性のもとで地方公共団体と

コミュニケーションを重ねることにより、地方ルールによりもたらされる副作用の軽減・緩和に向けて努力することが必要である。

また、このプロセスは、地方公共団体の法執行上の問題（法的効果の及ばない行政指導を繰り返し、問題を結果として拡大してしまう等）についても有効なツールとなるものとする。なお、このような努力によっても不適切な地方ルールの解消が図れないとするならば、国自らが申請に対する処分を行うことも真剣に検討すべきである。

【理由】

報告書（案）の上段「①現状と課題」の問題認識に同意するが、その問題認識に比較して、「②見直しの方向性」に示されている「(ア) 住民同意・流入規制」の記述は、その問題を解決するものとなっていないと考えられることから、上記の修正を行った。

この問題は法律上の措置で処理できる問題ではなく、また、「周知した。」「指導した。」「促した。」といったすむ問題でもない。こうしたことはこれまでも行われてきたものさほどの実効は上がっていない。我々は法の趣旨を損なう、あるいはあまりに効率性を損なう行き過ぎた地方ルールの是正を求めているのであって、そのための実効性ある対応をお願いしている。

法執行に国として責任を持つ環境省は地方行政と真摯に対話をし続ける努力を継続して欲しい。重要なことはこれを関係者に開かれた透明性あるプロセスで行うことであり、それにより行き過ぎた地方ルール運用の緩和につながるものとする。

いずれにしても、この部分は実効性があがらなければ意味がない。実効があがらないとすれば、抜本的な対応策として国自らの法執行も真剣に検討すべきと考える。

12. 報告書（案）13～14ページ「(イ) 許可手続に要する書類」について、14ページ下から2行目以降の記述の修正をお願いしたい。（下線部分が修正箇所）

● 報告書（案）原文

また、各地方公共団体においては、電子申請手続を積極的に導入していることが望ましいと考えられる。

● 修正文

また、各地方公共団体においては、電子申請手続が可能となるよう工程を明確にして措置していくことが必要である。

【理由】

電子政府または電子自治体の実現は国のIT戦略の基本であり、その意味で報告書

(案) 原文の「導入していくことが望ましい」程度の記述はあまりに消極的である。

以上

中央環境審議会廃棄物リサイクル部会
廃棄物処理制度専門委員会報告書案に対する意見

廃棄物処理制度専門委員会
委員 塚田高明
(社団法人日本建設業団体連合会)

建設業界は、基本的には日本経団連と見解を同じくするものであり、不法投棄等の犯罪行為を取り締まる目的から規制強化することで、結果的にリサイクルの推進・適正処理に努力している排出事業者に過度の負担をかけるべきではないと考えている。

しかし一方では、建設業界の特殊事情から独自に主張すべき事項もあることから、建設業界としての意見を提出する。

1. 排出事業者責任の強化・徹底

(1) 適正な自ら処理の確保

自ら処理における帳簿の作成および保管について

まず、「処理」の定義を明確にする必要がある。廃棄物処理法において、中間処理については「中間処理施設」としか定義されていないため、混乱が生じる。

また、記載する帳簿の内容も明確にすることが必要である。必要以上の記録は、リサイクル等の促進を妨げかねない。

(2) 適正な委託処理の確保について

定期的な実地確認や処分業者等の情報提供、公表等による、委託した処理の状況の確認について

- ・「委託した処理の状況」とは、具体的にどのような情報を意味しているのか明確にすべきである。実地確認や処分業者等の情報提供のいずれにしても、「自社が委託した個々の廃棄物が処理されている状況」に関する情報を得ることは不可能であり、一定期間の処理施設全体の情報しか入手不可能である。
- ・現状でも、大手企業は業者選定の際、また定期的に自主的な実地確認を行っているが、これを個人事業主まで含めた全ての排出事業者に義務付けることは社会全体からみて極めて非効率な制度となる。

- ・中間処理業者の情報開示により確認することが現実的である。処分業者に情報提供、公開等を義務付け、排出事業者が開示された情報により処理の確認ができる体制を整えるべきである。

2. 廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進

(1) 処理基準の適正化

中間処理を行った者が中間処理後の産業廃棄物を保管する場合への、処理基準として定められている保管期間、保管数量の基準の適用について

コンクリートがらや木くず等は、一度に大量に発生し、一度に大量に利用されること、またその発生時期と利用時期に季節変動や工程等によるずれがあることから、製品化されたものが販売または利用されるまでの保管に、現行の処理基準として定められている保管期間、保管数量を適用することは、これらのリサイクル等の妨げとなり反対である。

(2) 産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化

産業廃棄物収集運搬業許可制度の在り方について

- ・全国一本の許可として、業務・行政事務の効率化を図るべきである。このとき、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が許可することとするか、都道府県が受け付け（必要に応じて審査し）国が許可することとするかは、国と自治体の行政制度のあり方から判断すべきである。
- ・ただし、積替保管施設は立ち入り等を厳しく行うべきであるため、管轄自治体の許可又は受け付け（審査）とするべきである。

3. 不法投棄等の対策の強化・徹底

(1) 残存事案への対応

支障除去等に必要となる資金を手当てする社会的な支援制度の維持、継続について

- ・支障除去等のための基金のあり方については、「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」の検討結果を尊重するべきである。

4. 排出抑制と循環的利用の推進・徹底

(1) 多量排出事業者処理計画制度の充実

多量排出事業者処理計画制度のより一層の制度の充実について

- ・多量排出事業者処理計画制度の有効性について具体的に示すべきである。
- ・建設業は、受注産業であること、有期・一過性の事業場が多数存在する事業であることから、都道府県・政令市・中核都市単位で計画を作成することに意味があると

は考えられない。(当該中核市・政令市内で、次年度に工事を受注するか否かすら、予測不能であるため。)

- ・ 全社分の計画、実績を提出できるような仕組みを検討すべきである(実績については都道府県別の細分化も可能。)少なくとも支店単位、最悪でも都道府県単位の計画書提出とすべきである。
- ・ また、報告内容、様式の統一化も重要である。現状は、行政組織ごとの報告内容、様式のため、多大な人員、時間を要しての報告となっている。

(2) 広域認定制度等の充実

広域認定制度の合理化について

- ・ 現状では、広域認定制度を活用する際、収集運搬業許可業者による運搬が認められないと聞いているが、広域認定制度のさらなる活用のためには、許可業者による運搬も認めるべきである。
- ・ 広域認定取得企業の活用実績を公開するなど制度の活用策を検討していくべきである。

以上

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
廃棄物処理制度専門委員会報告書案に対する意見

2009年7月31日

(社)日本経済団体連合会

廃棄物・リサイクル部会長 吉川 廣和

7月13日に開催された廃棄物処理制度専門委員会の「報告書案」で示された「資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする循環型社会を形成していく必要性が高まっている」という基本的視点は重要である。また、不法投棄を始めとする不適正処理の取り締まり強化も必要であり、不適正処理を行う悪質な事業者の排除の徹底を目指す「報告書案」の主旨には賛成である。

一方、産業界はこれまで、副生物・廃棄物の自ら利用に努めることなどにより、副生物・廃棄物の最終処分量削減について着実な実績を上げていることは明白な事実である。環境自主行動計画において、具体的な目標を掲げて自主的・積極的に取組む中であって、排出事業者責任等を一律に強化することは、結果として、循環型社会の形成を阻害することにも繋がり兼ねない懸念がある。

産業界は今後も、各種の法令順守はもとより、排出者責任に基づいた産業廃棄物の適正処理を確保し、自主的かつ積極的に3Rの推進に努めていく所存である。廃棄物処理制度の見直しに際しては、こうした企業の取組みを評価した上で、循環型社会形成に向けた企業の取組みを一層力強くかつ円滑に推進する視点から、適正な制度設計を検討すべきである。

以上のような観点から「報告書案」で示されている「制度見直しの主な論点」に対し、以下、意見を述べる。なお、「報告書案」中、あたかも排出事業者は廃棄物の適正処理に関して無関心ないしは意識が低いと誤解される表現については適切に修正すべきである。

1. 排出事業者責任の強化・徹底について

(1) 適正な自ら処理の確保について

適正な自ら処理により最終処分量削減に努めている事業者に対し、多大な負担を課すことになる新たな帳簿の作成・保存制度は創設すべきではない。

排出物を自事業所内の他の工程で、原材料として自ら有効に活用されている

場合などは、中間品も多く存在し、新たな帳簿の作成を義務づけることは膨大な負担となり、リサイクル等の推進を妨げかねない。産業廃棄物を自ら処理する排出事業者は、処理施設の帳簿を作成し生産管理をしており、こうした実態を踏まえれば、行政による検査を強化することで「自ら処理と称した不適正処理」に対処できる。なお、統計上、産業廃棄物の排出量はバブル経済の崩壊後ほぼ横ばいであるが、多くの企業が廃棄物の発生を抑制するため、廃棄物の自ら処理や自ら利用に取り組んできており、その成果は、最終処分量の減少として表れている。こうした努力を阻害する施策は絶対に避けるべきである。

事業所間での移動による再利用を阻害するため、排出事業者自らが排出事業所から廃棄物を搬出して保管する際の届出制は不要である。

自ら処理においては、排出されるものの特性に応じて、事業所間で移動して自ら再利用するケースもある。すでに省令により産業廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を設けることが定められており、過剰な規制は、さまざまな形でのリサイクルを阻害する。土地所有者等への報告徴収を行うなどの行政の立ち入り検査を増やすほうが効果的である。

(2) 委託処理の実地確認について

排出事業者による委託先での処理状況の定期的な実地確認は、負担の大きさに比べて効果は薄く、導入すべきではない。

実地確認すべき「委託した処理の状況」が具体的に示されないままで実地確認の義務を負えば、義務を全うするために負担するコストは無限となる。排出事業者、処理業者ともに取引先が数百に及び、また、遠隔地にも存在する実態に目を向けるべきである。また、権限のない委託元が実際に処理委託先を実地確認したとしても、強制力がなくその効果は期待できない。現行の「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」(経済産業省、2004年9月)には、施設の状況、環境対策、財務管理状況等詳細なチェックリストが参考として添付されているが、実際に委託先業者のチェックに際しては、排出事業者に立ち入り調査権限がある訳ではなく、処分業者の協力を得て対話をする程度が限界である。処理施設を含む基準の適合性を確認することはそもそも許可権者である行政の責任であり、処理業者を許可している許可権限を有する109の自治体の許可責任が問われるべきである。

2. 廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進について

(1) 許可基準の明確化及び合理化について

許可取り消しの一部裁量化や施設設置許可における欠格要件の廃止などを引き続き検討すべきである。

悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、法人に対して、廃棄物処理とは直接関係のない環境法令違反で欠格要件に該当する恐れが今も残っている。処理業者が全国展開する大規模事業化や、処理業以外の事業を手掛ける複合経営にとって、大きな制約条件となっており、欠格要件の在り方について引き続き検討を深めていくべきである。

(2) 処理基準の適正化について

生活環境保全上の支障は保管方法に起因するものであり、中間処理を行った者が中間処理後の廃棄物を保管する際には、保管期間、保管数量の基準を適用すべきではない。

原材料として使用している中間品については、適切な数量がまとまらないと次の工程へ委託できないのが実態である。単純に現行の保管期間、保管数量の基準を適用すれば、最終処分量の増加などにつながり、結果的にリサイクルの推進は阻害され、循環型社会構築にも支障をきたす。

(3) 産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化について

産業廃棄物収集運搬業務は、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が許可することとし、収集運搬業務の効率化を可能とすべきである。

主たる事務所の所在地を管轄する都道府県による許可とすれば、最も業務の効率化が図れる。一般的には、本社所在は圧倒的に大都市が多く、不法投棄が多いのは地方という構図である。地方の許可事務負担を減ずることにより、不法投棄監視等の業務に人員を割くことが可能となる効果も期待できる。また、提出書類の一本化も図るべきである。なお、積替え保管施設を有する場合は、積替え保管施設の所在地を管轄する都道府県の許可とすべきである。

(4) 産廃処理業者の優良化について

優良な産業廃棄物処理業者に処理を委託することに対するメリットを与え、産廃処理業の優良化を促進すべきである。

廃棄物の処理が優良な産業廃棄物処理業者での処理に誘引されるような仕組みを構築すべきである。また、優良性評価制度は、不適正処理をしないことを

保証する制度ではない。開示情報の精度を上げるために、定期更新審査を設けたり、開示情報に疑義がある際には都道府県に通報する制度などの導入を検討すべきである。

3. 廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分対策の整備について

(1) 廃棄物処理施設の設置手続き・稼働状況の透明化について

更新手続きの制度如何によっては安易な施設許可の取り消しにもつながりかねない施設許可の更新制度は導入すべきではない。

施設設置者は、施設の維持のため、埋め立て処分場の水質調査や、PCB処理施設からの排気についてのモニタリングを実施した上で、結果を報告・公表することなどにより施設を管理しているのが実態である。具体的な許可更新手続き・基準をつめないままに更新手続きを導入すれば、優良な施設までも、期限切れによって安易に許可が取り消されることが懸念される。また、定期的に都道府県等による検査を受けることとしても、検査結果の情報公開については、不特定多数の者による閲覧が可能となれば誤解を生ずる懸念もあるので、公開項目については適正に検討した上で対応すべきである。

(2) 異常が生じた廃棄物処理施設への対応について

維持管理計画に記載することが必要な異常事態を、あらかじめ一定程度定めるべきである。

廃棄物処理施設で発生する異常と措置内容を維持管理計画に記載することは、発生する可能性に関係なく、想定される全ての異常事態に対応した措置計画が必要となり負担が大きい。

4. 不法投棄等の対策の強化・徹底

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業基金のあり方については、「原状回復に関する基金のあり方懇談会」の検討に任せるべきである。

5. 排出抑制と循環的利用の推進・徹底

(1) 多量排出事業者処理計画制度について

まずは、多量排出事業者処理計画制度は、これまでにどのような効果があったのか具体的に明らかにすべきである。

委託先での再生利用による減量の取組を計画に記載することに効果があるとは思えない。また、国として事業者全体の排出量を集計するのであれば、報告内容、様式等を統一化することにより、事務手続きの簡素化を進めるべきである。また、これまでの最終処分量削減努力に対する評価がないままで、各事業者から提出された報告内容のインターネット公表は行うべきではない。なお、PCB汚染物等の特別管理産業廃棄物のように、一回限りの多量排出事業者といった場合は、処理計画の提出を免除することも検討すべきである。

(2) 広域認定制度等の充実について

製造事業者等による DfE の促進については、発生抑制同様、自主的取組であるべきで、広域認定制度の中での報告の義務化は必要ない。

環境配慮設計は、廃棄物処理と直接関連のない項目も含み、廃掃法の特例制度である広域認定制度において、計画と実施報告を含めることは、広域認定制度の趣旨に合わない。加えて、電子機器製品の一部は、既に資源有効利用促進法において設計・製造段階における修理の容易化、耐久性の向上、再生資源として利用可能な原材料の使用、原材料の種類数の削減等の自主的取り組みを求められているので、二重の規制となる。また、自主的取組として、企業は既に環境配慮設計を推進しているが、特に製品設計に関する情報には、企業秘密や設計ノウハウが含まれており、安易に一律な報告を義務化すべきではない。なお、DfE に関する各社からの情報展開は、製品カタログ、環境報告書、自社ホームページ等のさまざまなメディアを通して積極的に行われている。したがって、広域認定制度の中で企業の取り組みを報告する制度による、DfE の促進に資する効果は見込めない。

6. 地方自治体の運用について

処理施設に対する周辺住民の嫌悪感、不信感が根強い現状を考えれば、流入規制措置を撤廃又は緩和していくためには、地方自治体の果たす役割に期待するしかなく、必要に応じて、企業は協力していくこととすべきである。

リスクコミュニケーションは環境コミュニケーションの一つの手段であるので、これに特定して制度化すべきでない。

以上

中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 廃棄物処理制度専門委員会（第9回）
廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）へのコメント

節約アドバイザー
和田 由貴

（7）地方自治体の運用 の ①現状と課題について

13 ページの第1パラで触れている「忌避感」や「処理に対する不信感」ですが、やはりここに挙げられている理由では言葉不足のような気がします。住民の不信感の原因は、不適正処理をする業者そのもの以上に、それを許容してしまう行政の方に強いのではないのでしょうか。

（4）不法投棄等の対策の強化・徹底 の ②見直しの方向性（ア）行政処分の強化（9 ページ、下から9行目）から書かれている、「廃棄物処理法を遵守しない悪質な許可業者や、自ら処理と称した無許可業者等に対し、法的効果を伴わない行政指導を繰り返し、行政指導に従うと偽り一向に是正しない悪質業者が営業を継続することを許容している地方自治体が依然として散見される」とありますが、こういったことが問題です。

地方自治体の運用「現状と課題」ということですので、上記のような現状であることを盛り込んだほうが良いかと思いました。

以上

